



## 労務管理の課題、助成金の活用の相談を！ 【出張相談会(予約優先 当日申込可)】

こんなお悩みありませんか？

- 1・男性の育児休業取得促進に取り組みたい。
- 2・従業員の仕事と育児や介護の両立に取り組みたい。
- 3・人手不足の解消(採用・定着)に向けた取組を検討したい。
- 4・高齢者・外国人などの幅広い雇用を進めたい。
- 5・採用・労務に係る助成金について知りたい。(賃上げ対策の助成金を利用したい。)

相談  
無料

専門家である社会保険労務士が、無料で相談をお受けします。

# 0120-729-055

(埼玉働き方改革推進支援センターへ  
「ハローワーク本庄会場」で予約も可能です。)

【日時】 毎月 第2金曜日 13:00~17:00で調整  
(5/8・6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・11/13・12/11・  
令和9年 1/8・2/12・3/12)

【会場】 ハローワーク本庄 2F個別ブース

相談会場は  
ハローワーク本庄です。

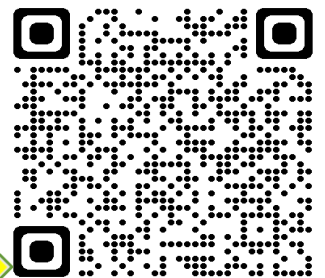


【参考：センター案内図】



埼玉働き方改革推進支援センター  
〒330-0063  
さいたま市浦和区高砂3-12-24  
小峰ビル304-B  
0120-729-055

こちらからも  
予約できます



# 埼玉働き方改革推進支援センター 出張相談会

所名			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
月										
本庄	2F 個別ブース	第2金曜	8日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	

※時間は原則13:00-17:00の1時間単位で調整。



## 中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- 「働き方改革」で何から手を付けたら良いかわからない。
- 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- 残業を減らしたい。
- いろいろな助成金があるが、使い方がわからない。
- 就業規則を見直したい。
- 36協定の作り方を知りたい。
- 働き方の選択肢を増やしたい。
  - ・多様な正社員制度
  - ・選択的週休3日制
  - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



## ぜひ！ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

### コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

### 個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

### セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

## 埼玉働き方改革推進支援センター

〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-12-24小峰ビル304-B

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-729-055 FAX 048-681-9882

MAIL [saitama@workstylereform.net](mailto:saitama@workstylereform.net)

WEB <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/saitama/>

埼玉働き方改革推進支援センター 検索



令和8年度 厚生労働省委託事業  
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版